

# 委託仕様書

## 1 業務名

「日本遺産・大山」ガストロミーツーリズム造成事業業務

【観光庁:地域観光魅力向上事業に申請予定】

## 2 事業目的

大山山麓・日野川流域(以下「圏域」という。)は、鳥取県西部の9市町村に中部の倉吉市、琴浦町を加えた11市町村で構成しているが、観光地として当圏域の認知度は世界的にも全国的にも決して高いとは言えず、次のような課題を抱えている。こうした課題を解決するため、当圏域に眠る魅力ある観光資源をブラッシュアップして観光コンテンツを造成し、効果的なマーケティングによってブランド化を図り、圏域への来訪者を増加させ、人気を定着させることによって、持続可能な観光地づくりを目指す。

### 【課題】

ア、人口集積地から遠く、アクセス方法も限られていることから、来訪動機を高めることが難しい。

イ、外国人にとって魅力的な観光資源が豊富にあるが、その掘り起こしや商品化の取組が遅れており、特色ある観光資源を連結させた広域的な周遊ルートが少ない。

ウ、ソウル便や香港便での米子空港、クルーズ船や貨客船での境港は訪日外国人等の着地点ではあるが、圏域外(松江・出雲、鳥取砂丘)へ流出しており、当圏域における観光消費が少ない。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月20日(金)まで

## 4 委託金額

上限額:6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※本事業は、圏域の構成11市町村及び鳥取県の令和7年度当初予算の成立並びに観光庁の地域観光魅力向上事業補助金の採択を前提に事業化される停止条件付事業であり、予算の成立かつ補助金の採択が行われない場合は効力を発しない。

## 5 委託業務内容

インバウンドをはじめ、国内外からの誘客拡大及び当圏域のランドマークである大山のブランド力向上を図るため、日本遺産「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」のストーリーにちなんで、地蔵信仰により生まれた開運・延命を祈願するスポットを巡りながら、牛馬の聖地にゆかりのご当地グルメ・牛骨ラーメンなどを堪能する唯一無二のガストロミーツアーを造成し、旅行商品販売に向けた販路基盤整備及びプロモーションを行う。

具体的には以下の(1)から(4)までの項目を実施するものとする。

### 【観光コンテンツの構成要素】

開運・延命の祈願 スポット巡り	地蔵信仰にまつわる大山寺及び参道周辺の地蔵、大神山神社、加茂川地蔵(米子)に加え、オプションとして圏域の開運八社や再生・復活の神社を巡るなど体験コンテンツのブラッシュアップを行う。
牛馬の聖地ゆかり のグルメ体験	牛骨ラーメンをメインに据えながら、大山おこわ、大山そば、鳥取和牛、山陰ちゃんぽん(牛骨スープ)、牛乳を原料とするソフトクリーム等の乳製品など、新メニューも含め、大山牛馬市にちなんだ食や牛つながりの食を組み合わせ提供する。

### 【主なターゲット層】

米子ーソウル便、米子ー香港便、クルーズ船、境港ー韓国貨客船及び路線就航を目指す米子ー台湾便で来訪する韓国、香港、台湾、欧米の訪日外国人並びに国内観光客で、1泊2日若しくは2泊3日の個人旅行者

#### (1) ガストロノミーツアーのモデルコース策定

前述の観光コンテンツの構成要素やターゲット層を踏まえ、当圏域内でツアーコンテンツの素材を洗い出し、周遊モデルコースを2コース以上策定すること。

なお、この周遊モデルコースは、(3)で造成するツアー(1泊2日若しくは2泊3日)を想定したものであること。

#### (2) モニターツアーの実施

(1)において策定した周遊モデルコースをもとにモニターツアーを実施すること。

(3)で造成する旅行商品の概要に基づき企画し、課題の洗い出し、商品の磨き上げを目的とすること。

#### (3) ガストロノミーツアーの造成

(2)において実施したモニターツアーで明らかになった課題や参加者アンケートをもとに、コンテンツの磨き上げ、ツアーの企画開発を行い、コンテンツの内容に応じた適正な価格で旅行商品(1泊2日若しくは2泊3日)を造成すること。

#### (4) 旅行商品の販売基盤整備及びプロモーション

(3)で企画した旅行商品について、本事業終了後の販売を念頭に販売目標額を設定し、インターネット上で取引を行う旅行会社等での販売体制を整備するとともに、販売を促進するプロモーションを実施すること。

### 6. 完了報告書の提出

(1) 提出物:完了報告書(A4版)2部及び完了報告書の電子データ

(2) 提出場所:当協議会事務局

(3) 提出期限:令和8年3月6日(金)

### 7. その他

(1) 委託契約の締結については、観光庁の地域観光魅力向上事業補助金の交付決定後に行うものとする。

(2) 当協議会事務局と十分協議しながら進めるとともに、適宜、当圏域の関係団体とも協議・連携を行い、それらを事業に反映させること。協議等の内容は、その都度、当協議会事務局に報告し情報共有を図ること。

(3) 事業実施に先立ち、全行程スケジュールを提出するとともに、事業期間中は適宜、進捗状況を当協議会事務局に報告すること。

(4) 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、適正に履行すること。

(5) 自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに当協議会事務局へ相談し、指示に従うこと。